

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

加賀市総合サービス株式会社

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2. 目標と取り組み内容・実施時期

【目標】

令和9年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、従業員1人当たり平均年間15日以上とする。

【実施時期・取り組み内容】

- 令和6年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年10月～ 計画的な取得に向けた各部署における問題点の検討及び改善の実施
- 令和7年4月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始